

重要事項説明書(医療保険) (訪問看護)

1. 事業所の概要

事業所名	エミナス訪問看護ステーション
所在地	〒399-0033 長野県松本市笹賀 5301-1
事業所指定番号	2060290364
所長・連絡先	管理者名 新谷香奈 電話:0263-88-7760
サービス提供地域	松本市(旧松本市の乗鞍、奈川、四賀村を除く)、 塩尻市、山形村、朝日村

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等
所長	管理者は業務の管理を一元的に行います。
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。 常勤換算 2.5 人以上の職員を確保しています。
理学療法士	看護師の代わりに、状態の安定している方へのリハビリテーションを行います。 看護師も定期的に訪問し、状態の変化があった場合は看護師が訪問します。
作業療法士	
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで	午前 8時45分から 午後 5時45分まで

(注) 土日祝日、年末年始(12/31~1/3)はお休みとさせていただきます。

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

4. サービス提供責任者等

サービス提供の責任者は、次のとおりです。

サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名：新谷 香奈 連絡先：0263-88-7760

5. サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

6. サービス利用料及び利用者負担 ⇔ 別紙参照

7. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

8. 衛生管理

管理者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備、備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

9. 虐待防止に対する事項

事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置
- ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

10. 業務継続計画の算定等

- ① ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- ② 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

11. 個人情報保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

12. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	0263-88-7760
FAX 番号	0263-88-7785
担当者	新谷 香奈
その他	相談・苦情については、所長及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、 担当者、管理者に引き継ぎます。

松本市保健所 医療安全支援センター	所在地:松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎1階
	電話番号:0263-40-0800
	対応時間:月曜日～金曜日の8:30～17:15
松本市役所 障がい福祉課	所在地:松本市丸の内3番7号
	電話番号:0263-34-3212(代表)
塩尻市役所 福祉支援課	所在地:塩尻市大門六番町4番6号 保険福祉センター1階
	電話番号:0263-52-0280(代表)

山形村役場 保健福祉課福祉係	所 在 地:東筑摩郡山形村 2030 番地 1
	電話番号:0263-97-2100
朝日村役場 住民福祉課 住民福祉係	所 在 地:東筑摩郡朝日村大字古見 1555 番地 1
	電話番号:0263-99-4102

13. 運営法人の概要

事 業 者	株式会社オレンジ
代 表 者	渡邊 真司
所在地・連絡先	〒277-0005 千葉県柏市柏 1020-13
事 業 所	エミナス訪問看護ステーション
管 理 者	新谷 香奈
所在地・連絡先	〒399-0033 長野県松本市笹賀 5301-1

【説明確認欄】

重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業所 所在地 〒399-0033 長野県松本市笹賀 5301-1

名 称 エミナス訪問看護ステーション

説明者 (印)